令和７年５月２６日

学寮へ入寮を希望されるみなさんへ（夏季留学帰国者用）

豊田工業高等専門学校
寮　務　主　事

夏季留学から帰国する学生の令和７年度入寮願の提出について

夏季留学帰国者で，復学後に学寮への入寮を希望する学生は下記のとおり入寮願を提出してください。

記

１　提出期限　　令和７年７月４日（金）【必着】
年度途中の入寮願は随時受付をしておりますが，期限までに提出されない場合，夏季入寮選考に間に合わない場合がありますので御了承ください。

入寮願は本校ホームページの学寮等ページからダウンロードできます。
（https://www.toyota-ct.ac.jp/life/gakuryougyouji/）

２　提出場所　　学生課寮務係窓口
郵送による場合：〒471-8525　愛知県豊田市栄生町２－１
豊田工業高等専門学校　学生課寮務係

３　記入上の注意
- 学生本人が留学中で直接記入できない場合は，保護者の方が代筆で御記入ください。指導教員署名欄の記入は不要です。
- Ｂ「所属クラブ名・クラブ役職名」欄，Ｃ「役職名（学生会・寮生会の役職・委員）」欄については，留学する前の実績を記入してください。
- 特殊事情があり証明書等を添付される場合は，コピーではなく原本を御提出ください。
- 班長試験については，担当学生から学生本人へ直接連絡する予定です。連絡がない場合は寮務係へお問い合わせください。
- 班長希望者も入寮願の提出が必要です。

４　入寮内定連絡　令和７年８月下旬頃から随時連絡
入寮内定者のみ連絡します。（電話もしくはMicrosoft365Teams 予定）
内定者でない方への連絡はいたしませんので，御了承ください。

５　学寮経費　（令和７年度）

項　目	金額(9 月)	金額(後期)	備　考
寄宿料	個室 800 円 複数人部屋 700 円	個室 4,800 円 複数人部屋 4,200 円	
共同費	5.500 円	52,000 円(予定)	
寮生保護者部会費	400 円	2,400 円	
寮生会費	年間 3,000 円		
給食費	ひと月あたり 約 35,000 円		業者による口座振替
寝具リース料	1,500 円	7,500 円	業者による口座振替

寮生定員数や経済情勢により，増減する場合があります。

７　携帯電話の使用について

学寮の場所によっては電波状況等が悪い箇所があり，つながりにくい場合があります。あらかじめ御了承願います。ネットワークは備え付けの無線ＬＡＮ設備が利用できます。

８　入寮資格

次の事項を確実に履行できる者。その旨の誓約書（入寮誓約書）を入寮内定後に本人及び保護者連名で提出していただきます。誓約書を提出しない者は入寮ができません。

また，入寮内定者となっても学籍の都合上，休学中は学寮への入寮はできません。復学後の入寮となります。

（１）寮生の所在確認について

・点呼までには必ず帰寮し，点呼後の外出はしない。（寮敷地外に出ない。）

・点呼時刻には必ず居室に在室し，点呼者から点呼を受ける。点呼者は点呼簿をもとに寮生の在寮を確認したうえ，宿直教職員へ報告する。

・点呼の重要性を理解し，「帰省簿」の記入，「臨時帰省届」及び「外出届」等の書類の提出を確実に行う。（帰省とは保護者のもとに帰ることをいいます。保護者の了承を得ていない外泊はしないこと。）

・平日，休業日とも門限（２２時）を厳守する。

（２）規律ある日常生活維持について

・アセンブリには必ず出席する。遅刻及び欠席は認めない。

・日課（起床，食事，学習時間（低学年），入浴，消灯など）を守り，規則正しい生活を送る。

・飲酒・喫煙は絶対にしない。酒類・タバコを寮内に持ち込まない。また，２０歳以上の寮生であっても，学外で飲酒した後に帰寮してはならない。（共同生活の場であるため。）

・教育寮としてふさわしくない室内遊戯（電子ゲーム，麻雀，花札等）を絶対にしない。また，これらに関する物品を持ち込まない。

・許可のない寮外生を部屋に入れない。また，学外者を寮敷地内に入れない。

（３）健全な寮風の確立について

・学習時間帯は，人に迷惑をかけず静粛を保ち学習する。

・寮生は，指導寮生，班長及びフロアリーダーに積極的に協力する。

・寮生会活動（各種委員会活動を含む）には積極的に協力する。

・高学年寮生は低学年寮生の模範となる生活をし，互いに協力して低学年寮生の生活指導をする。

（４）施設の保全，盗難や火災防止及び安全管理について

・学寮内の設備，備品の使用に際しては，常に大切に取り扱い，保全に留意する。

・火気類並びに禁止物品を寮内に持ち込まない。

・自分の責任でロッカーを施錠し，貴重品，現金等を管理する。

・居室を留守にする場合は，扉を必ず施錠する。

・避難訓練には必ず参加し，安全について確認をする。

（６）その他（学生関係諸規定及び寮生心得について学生便覧をよく確認すること）

・低学年寮生は，アルバイトをしないこと。また，高学年寮生がアルバイトを行う場合は，学寮の規則に従うこと。

・学生関係諸規定及び寮生心得（「学生便覧」参照）等の規定事項を遵守すること。

・その他寮内で決められた事項（「学寮のしおり」等を参照）を遵守すること。